

池田市交際費の支出基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市として対外的に交際するために必要な経費（以下「市交際費」という。）の適正かつ公正な支出を確保するとともに、透明性の向上を図るため、その支出及び公表に関し必要な事項を定める。

(市交際費の支出)

第2条 市交際費の支出は、市政の円滑な運営を図り、市の公益に資する目的で、その支出先及び支出内容が社会通念上妥当と認められる範囲において、必要最小限の支出に努める。

(支出先)

第3条 市交際費の支出先となる個人又は団体は次のとおりとする。

- (1) 行政上の関りがあるもの
- (2) 市政において功績があったもの
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(支出内容)

第4条 市交際費の支出内容及び支出額の範囲は次のとおりとする。

支出区分	支出内容	支出額
会費	総会、新年互礼会、懇親会、意見交換会、記念式典等で、市長に出席要請があり、そのことで主催者が経済的に負担を負うものの参加に要する経費等 ※政党・政治家のパーティーは除く	会費又は会費相当分とする
弔慰	葬儀における香典、供花等に係る経費等 ※別表で規定する	社会通念上妥当と認められる額
慶祝	叙勲受章、知事表彰受賞、各種受賞、式典、祝賀会、各種大会等におけるお祝いに係る経費等	社会通念上妥当と認められる額
その他	上記以外で、市長が市として交際上特に必要と認めるもの	社会通念上妥当と認められる額

(公表に関する基準)

第5条 次に掲げる市交際費の執行状況について、池田市情報公開条例第7条第1号に掲げる個人に関する情報は除き、毎月当月分を翌月末までに市ホームページへの掲載により公表する。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出金額
- (3) 支出内容

(その他)

第6条 この基準は、社会経済状況の変化等に十分配慮し、適正な執行を確保するとともに、常に社会通念上妥当と認められるものとなるよう、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月5日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（弔慰基準）

1. 市議会議員及び有功賞以上（名誉市民賞、市民栄誉賞、有功賞）受賞者

	本人	配偶者・父母・子	備考
現職	弔辞 供花 桜（市長）	供花（市長）	* 表彰条例に基づく。 供花・桜は市交際費
元職	弔文または弔電（三役） 弔意金（3万円）	弔文または弔電（三役）	

2. 行政委員会委員（教育・選管・公平・監査・農業・固定資産）及び学校長

	本人	配偶者・父母・子	備考
現職	供花（市長） 弔文または弔電（市長）	供花（市長） 弔文または弔電（市長）	
元職	供花（市長） 弔文または弔電（市長）	弔文または弔電（市長）	

3. 執行機関の付属機関委員等（各種審議会議員・民生・人権・行政相談・保護司等）

	本人	配偶者・父母・子	備考
現職	供花（市長） 弔文または弔電（市長）	供花（市長） 弔文または弔電（市長）	
元職	弔文または弔電（市長）	弔文または弔電（市長）	

4. 各種団体役員（連P・自治会・消防団・協議会・組合・労働団体・公民館・福祉団体・医師会等）（注1）

	本人	配偶者・父母・子	備考
現職	供花（市長） 弔文または弔電（市長）	弔文または弔電（市長）	
元職	弔文または弔電（市長）	弔文または弔電（市長）	

（注1）主として市域全体を網羅した団体（連合組織）で役員とは会長、副会長、会計、監査、幹事までとする。
ただし、消防団員、自治会長、単位老人クラブ会長本人の場合は供花（市長）・弔文または弔電（市長）、
自治会長・学校医の配偶者及び一親等の親族については、弔文または弔電（市長）とする。

5. 各市長・町長及び議員（衆参議員・府議）等

	本人	配偶者・父母・子	備考
現職	供花（市長） 弔文または弔電（市長）	供花（市長） 弔文または弔電（市長）	
元職	供花（市長） 弔文または弔電（市長）	弔文または弔電（市長）	

6. 職員

	本人	配偶者・父母・子	備考
現職	弔辞、供花（市長） 弔文または弔電（三役）	供花（市長）（注2） 弔文または弔電（市長）	
元職	弔文または弔電（三役）	弔文または弔電（市長）	

（注2）現部長以上の場合は弔文または弔電（三役）とする。

7. その他

上記のほか、特に市長が必要と認めた場合には供花等で弔意を表す。